

# 政策検討会議の設置の経緯等

## 1 設置の経緯

奈良県議会基本条例検討委員会(平成22年1月29日設置)における検討の過程において、本会議や委員会の活動を政策形成の面で充実・補佐する場が必要であるとの考えが示され、奈良県議会基本条例(平成22年12月制定)の第17条に「政策検討会議」が規定された。

## 2 目的 [奈良県議会基本条例第17条、奈良県議会会議規則第94条第4項、地方自治法第100条第12項]

議会は、県政の課題に関して協議又は調整を行うため、議員で構成する政策検討会議を設置する。

## 3 構成 [奈良県議会政策検討会議運営要綱第2(構成員)]

会派から選出された議員をもって構成する。会派から選出する議員の数は、議長が協議により定める。(各会派の代表者1名。ただし、第1会派は2名)

## 4 運営 [奈良県議会政策検討会議運営要綱第5(会議の公開)] [奈良県議会基本条例第17条第2項]

議員間の自由かつ達な議論を通じて、県政の課題に関する論点、争点を明らかにすることを会議運営の方針とし、会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、公開しないことができる。

政策検討会議は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。